

第三十四回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十三号

昭和三十五年三月八日(火曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 中村 幸八君

理事大島 秀一君 理事小川 平二君

理事小平 久雄君 理事長谷川四郎君

理事南 好雄君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君 理事武藤 武雄君

理事江崎 真澄君 岡本 茂君

始関 伊平君 関谷 勝利君

田中 龍夫君 中垣 國男君

野田 武夫君 濱田 正信君

渡邊 本治君 板川 正吾君

小林 正美君 櫻井 奎夫君

東海林 稔君 八木 昇君

和田 博雄君 加藤 謙造君

北條 秀一君 山下 榮二君

出席國務大臣 池田 勇人君

出席産業大臣 出府政府委員

公正取引委員会 佐藤 基君

委員長 坂根 哲夫君

総理事務官 厚生 事務官 高田 浩運君

公正取引委員 会事務局長 松尾泰一郎君

通商産業政務次 官 内田 常雄君

通商産業事務官 (通商局長) 福井 政男君

通商産業事務官 (鉱山局長) 藤井 誠明君

通商産業事務官 (石炭局長) 小室 恒夫君

通商産業事務官 (公益事業局長)

委員外の出席者

通商産業事務官 (中小企業庁指 導部長) 阿部 久一君

専 門 員 越田 清七君

三月四日

商工会の組織等に関する法律案(内 閣提出第七六号)

同日

物価値上げ抑制に関する請願(加賀 田進君紹介)(第七二二号)

同(栗原俊夫君紹介)(第七二二号)

同(穂積七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

同(櫻井七郎君紹介)(第八四三三号)

本日の会議に付した案件

商工会の組織等に関する法律案(内 閣提出第七六号)

減失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃 止する法律案(内閣提出第三二二号)

(参議院送付)

重油ボイラーの設置の制限等に関す る臨時措置に関する法律の一部を改 正する法律案(内閣提出第八一四号)

私的独占の禁止及び公正取引に関す る件

○中村委員長 これより会議を開きま す。

商工会の組織等に関する法律案を議 題とし、審査に入ります。

商工会の組織等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 商工会

第一節 通則(第三条・第十条)

第二節 事業(第十一条・第十 二条)

第三節 会員(第十三条・第二 十条)

第四節 設立(第二十一条・第 二十七条)

第五節 管理(第二十八条・第 四十八条)

第六節 監督(第四十九条・第 五十一条)

第七節 解散及び清算(第五十 二条・第五十五条)

第三章 商工会等の行なう小規模 事業者のための事業の助 成(第五十六条)

第四章 雑則(第五十七条・第六 十一条)

第五章 罰則(第六十二条・第六 十六条)

附則

第一章 総則

(法律の目的)

第一条 この法律は、主として町村 における商工業の総合的な改善発 達を図るための組織として商工会 を設け、あわせて商工会及び商工 会議所の行なう小規模事業者のた めの事業活動を促進するための措 置を講じ、もつて国民経済の健全 な発展に寄与することを目的とす る。

(定義)

第二条 この法律において「商工業 者」とは、次のいずれか一に該当 する者をいう。

一 自己の名をもつて商行為をす ることを業とする者

二 店舗その他これに類似する設 備によつて物品を販売すること を業とする者

三 鉱業を営む者

四 商法(明治三十二年法律第四 十八号)第五十二条第二項の規 定により会社とみなされる社団

五 有限会社法(昭和十三年法律 第七十四号)第二条の規定によ り商人とみなされる有限会社

2 この法律において「小規模事業 者」とは、常時使用する従業員 の数が二十人(商業又はサービス業 を主たる事業とする事業者につい ては、五人)以下の工業業者をい う。

第二章 商工会

第一節 通則

(目的)

第三条 商工会は、その地区内にお ける商工業の総合的な改善発達を 図ることを目的とする。

(人格)

第四条 商工会は、法人とする。

(名称)

第五条 商工会は、その名称中に商 工会という文字を用いなければな らない。

2 商工会でない者は、商工会とい う名称を用いてはならない。

(原則)

第六条 商工会は、営利を目的とし てはならない。

2 商工会は、特定の個人又は法人 その他の団体の利益を目的とし て、その事業を行なつてはならな い。

3 商工会は、これを特定の政党の ために利用してはならない。

(地区)

第七条 商工会の地区は、一の町村 の区域とする。ただし、商工業の 状況により必要があるときは、一 の市又は隣接する二以上の市町村 の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。  
(市町村の廢置分合に伴う地区の特例)

第八号 商工会の設立後にその地区たる市町村について廢置分合があつた場合において、その商工会の地区を廢置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廢置分合前の市町村の区域とする。  
(登記)

第九号 商工会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。  
(民法の準用)

第十号 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、商工会について準用する。

第二節 事業

(事業の範囲)

第十一号 商工会は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとする。

- 一 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行なうこと。
- 二 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。

四 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、商工会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

(手数料)

第十二号 商工会は、定款で定めるところにより、手数料を徴取することができる。

第三節 会員

(資格)

第十三号 商工会の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き六月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。ただし、定款で別表の定めをしたときは、六月以上であることを要しない。  
(加入)

第十四号 商工会は、会員たる資格を有する者が商工会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。

2 商工会に加入しようとする者は、加入につきその商工会の承諾を得、かつ、加入金を納めた時に、その商工会の会員となる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。  
(議決権及び選挙権)

(議決権)

第十五号 会員は、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 会員は、定款で定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

4 第二項の代理人は、その代理権を証する書面を商工会に提出しなければならない。

(会費)

(会費)

第十六号 会員は、定款で定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 会員は、会費の払込みについて、相殺をもつて商工会に対抗することができない。

(過怠金)

第十七号 商工会は、定款で定めるところにより、会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員に対して、過怠金を課することができる。

(会員権の停止)

(会員権の停止)

第十八号 商工会は、定款で定めるところにより、会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員に対して、総会の議決によつてその権利の行使を停止することができる。

2 前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止させた会員にその旨を通知しなければならない。これをもつてその会員に対抗することができない。

(脱退)

第十九号 会員は、六十日前までに予告し、事業年度の終りにおいて商工会を脱退することができる。

2 会員は、次の場合には、脱退する。

- 一 会員たる資格を喪失した場合
- 二 死亡し、又は解散した場合
- 三 除名された場合

(除名)

第二十号 商工会は、次の各号の一に該当する会員を総会の議決によつて除名することができる。この場合には、商工会は、その会員に対して、その総会の会日の一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員

二 商工会の体面を傷つけ、又は商工会の目的遂行に反する行為を行なつた会員

三 その他定款で定める理由に該当する会員

2 第十八条第二項の規定は、会員の除名について準用する。  
第四節 設立

(発起人)

第二十一条 商工会を設立するには、その会員にならうとする十五人以上の商工業者が発起人となることを要する。

(創立総会)

第二十二条 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作成し、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項に規定する公告は、会日の少なくとも二週間前までに、会員たる資格を有するすべての者に対し周知させることができるように行なわなければならない。

3 発起人が作成した定款、事業計画及び収支予算の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款、事業計画又は収支予算を修正することができる。ただし、地区及び会員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者で、その会日までに発起人に対し会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決定する。

6 第十五条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消し又は無効)の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商工会法第二十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会法第二十二条第五項」と読み替へるものとする。

6 第十五条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消し又は無効)の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商工会法第二十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会法第二十二条第五項」と読み替へるものとする。

6 第十五条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消し又は無効)の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商工会法第二十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会法第二十二条第五項」と読み替へるものとする。

6 第十五条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消し又は無効)の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商工会法第二十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会法第二十二条第五項」と読み替へるものとする。

6 第十五条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消し又は無効)の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商工会法第二十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会法第二十二条第五項」と読み替へるものとする。

6 第十五条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消し又は無効)の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商工会法第二十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会法第二十二条第五項」と読み替へるものとする。

6 第十五条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消し又は無効)の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商工会法第二十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会法第二十二条第五項」と読み替へるものとする。

6 第十五条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消し又は無効)の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商工会法第二十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会法第二十二条第五項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第二十三條 発起人は、創立總會の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに役員の名その他通商産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、通商産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二 第十三条本文に規定する者の二分の一以上が会員となるものであること。

三 その設立がその地区内の工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。

四 その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。

(認可又は不認可の通知)  
第二十四條 通商産業大臣は、前条第一項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、その旨を当該発起人に通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により不認可の通知をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

(事務の引渡し)  
第二十五條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を役員に引き渡さなければならない。

(成立の時期)

第二十六條 商工会は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)  
第二十七條 商法第四百二十八条(設立無効の訴え)の規定は、商工会の設立について準用する。

第五節 管理

(定款)

第二十八條 商工会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事業

四 地区

五 事務所所在地

六 会員たる資格に関する事項

七 会員の加入及び脱退に関する事項

八 会員の権利及び義務に関する事項

九 会費に関する事項

十 役員に関する事項

十一 総会に関する事項

十二 経理に関する事項

十三 事業年度

十四 公告の方法

(規約)

第二十九條 商工会の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

第三十條 商工会に、役員として、会長一人、副会長二人以内、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

2 会長及び役員(会長を含む)の定数の少なくとも三分の二は、会員(法人にあつては、その役員)でなければならない。ただし、設立当時の会長及び役員(会長を含む)の定数の少なくとも三分の二は、会員にならうとする商工業者(法人にあつては、その役員)でなければならない。

(役員)の職務  
第三十一條 会長は、商工会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、定款で定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、商工会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員)の任免  
第三十二條 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立總會において選任する。

2 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 禁治産者、準禁治産者、破産者で復権を得ないもの又は未成年者

二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの

(役員)の変更の届出  
第三十三條 商工会は、役員に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(役員)の任期  
第三十四條 役員(任期は、三年以内において定款で定める期間とする)の任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。ただし、その期間は、一年六月をこえてはならない。

3 役員は、再任されることができ

(監事の兼職の禁止)  
第三十五條 監事は、会長、副会長、理事又は商工会の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)  
第三十六條 商工会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合

には、監事が商工会を代表する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)  
第三十七條 会長は、定款、規約及び総会の議事録をその商工会の主たる事務所(備えて置かなければならない)に備えて置かなければならない。

2 会員は、いつでも、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)  
第三十八條 会長は、通常總會の会日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所(備えて置かなければならない)に備えて置かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常總會に提出し、その承認を求めなければならない。

3 会員は、いつでも、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)  
第三十九條 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、いつでも、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(商法等の準用)  
第四十條 商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の義務)及び第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)の規定は、役員について準用する。

2 民法第五十五条(代表権の委任)の規定は、会長について準用する。

(總會)の招集  
第四十一條 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通

常総会を招集しなければならぬ。

第四十二条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

2 会長は、会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から三週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 前項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から二週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、通商産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行なう者が不在の場合において、会員が総会員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

(総会招集の手続)  
第四十三条 総会の招集は、少なくとも会日の一週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の決議)  
第四十四条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。  
一 定款の変更  
二 規約の設定、変更又は廃止  
三 事業計画及び収支予算の決定又は変更  
四 その他定款で定める事項

2 会長は、総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に変更の理由その他通商産業省令で定める事項を記載し

た書面を添附して、通商産業大臣に定款の変更の認可を申請しなければならない。

3 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十三条第二項及び第二十四条の規定は、第二項の認可について準用する。

(総会の議事等)  
第四十五条 総会は、この法律の別段の定めのある場合を除き、総会員の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 総会の議事は、この法律に別段の定めのある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 議長は、定款で定めるところによる。  
4 総会においては、第四十三条の規定によりあらかじめ通知した事項についての議決することができ、ただし、出席者の三分の二以上の同意があつた場合は、この限りでない。

(特別の議決)  
第四十六条 次の事項は、総会員の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数による議決を必要とする。  
一 定款の変更  
二 解散  
三 会員の除名  
(商法の準用)  
第四十七条 商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四

十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消し又は無効)の規定は、総会について準用する。

この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工会法第四十三条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会法第四十六条」と読み替へるものとする。

(総代会)  
第四十八条 会員の総数が百人をこえる商工会は、定款で定めるところにより、総会に代わべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、定款で定めるところにより、会員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時における会員の総数の十分の二(会員の総数が五百人をこえる商工会にあつては、百人)を下つてはならない。

4 総代は任期は、三年以内において定款で定める期間とする。  
5 総会に関する規定は、総代会について準用する。ただし、総代会においては、総代の選挙をし、又は解散の議決をすることはできない。

第六節 監督  
(届出等)  
第四十九条 商工会は、設立の登記をしたときは、その日から二週間以内に、その旨を通商産業大臣に

届け出なければならない。主たる事務所を移転したときも、同様とする。

2 商工会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を通商産業大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)  
第五十条 通商産業大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、商工会に対して、その業務に

関し報告をさせ、又はその職員に、商工会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
(警告等)  
第五十一条 通商産業大臣は、商工会の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないと認めるときは、次の各号の一に掲げる処分をすることができ、

一 業務の一部の停止  
二 設立の認可の取消し  
2 通商産業大臣は、商工会が第二十三条第二項第二号に規定する要件を欠くに至つたと認めるとき

は、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお当該要件をみたすことが困難であると認めるときは、その設立の認可の取消しをすることができ、

3 通商産業大臣は、市町村の区域の一部を地区とし又は地区の一部とする商工会について、それをそのまま存置することが不適当であると認めるときは、その商工会に対して、第七条第一項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができ、

4 通商産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会がその勧告に従わな

いときは、その設立の認可の取消しをすることができ、  
5 通商産業大臣は、第一項又は第二項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第三項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

第七節 解散及び清算  
(解散)  
第五十二条 商工会は、次の場合には、解散する。  
一 総会において解散の決議をした場合  
二 破産した場合  
三 設立の認可を取り消された場合

2 商工会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

合

(清算人)

第五十三條 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には總會において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には通商産業大臣が選任する。

第五十四條 清算人は、財産処分の方法を定め、總會の議決を経て、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

2 總會が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、通商産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、商工会又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。

4 第二十四条の規定は、第一項及び第二項の認可について準用する。  
(民法の準用)

第五十五条 民法第七十条(破産)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係るものを除く)及び第八十三条(清算)の規定は、商工会の解散及び清算について準用する。

第三章 商工会等の行なう小規模事業者のための事業の助成

(助成)

第五十六条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が、商工会又は商工会議所の行なう小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の実施に要する経費について補助する場合には、当該都

道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する経費の一部を補助することができる。

第四章 雑則

(不服の申立て)

第五十七条 この法律の規定による通商産業大臣の処分(第六十一条の規定により通商産業大臣の権限の一部が通商産業局長又は都道府県知事に委任された場合には、当該通商産業局長又は都道府県知事の処分)に不服のある者は、通商産業大臣に対して不服の申立てをすることができる。

2 不服の申立ては、処分があつたことを知つた日から三十日以外に、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出しなければならない。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、不服の申立てをすることができない。

3 正当な理由により前項の期間内に不服の申立てをすることができなかつたことを疎明したときは、同項の期間経過後でも、不服の申立てをすることができ。

第五十八条 通商産業大臣は、不服の申立てが不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書の写しを申立人に送付しなければならない。

たうえ、公開による聴聞を行わなければならない。

2 聴聞に際しては、不服の申立てをした者及び利害関係者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第六十条 通商産業大臣は、聴聞の結果を参酌して、事案の決定を行なう。

2 第五十八条第二項及び第三項の規定は、前項の決定について準用する。  
(通商産業大臣の権限の委任)

第六十一条 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を通商産業局長又は都道府県知事に行なわせることができる。

第五章 罰則

第六十二条 第二十三条第一項の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した発起人は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三条 第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした商工会の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科す。

第六十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした

商工会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

二 第十四条第一項、第三十七條、第三十八條又は第三十九條後段の規定に違反したとき。

三 第二十二條第六項、第二十七條若しくは第四十七條において準用する商法の規定又は第五十五條において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

四 第四十四條第二項の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。

五 第四十九條第一項又は第五十二條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第四十九條第二項の規定による書類を同項に規定する期間内に提出しなかつたとき。

七 第五十五条において準用する民法の規定による被産宣告の請求をしなかつたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

(経過措置等)

第二条 この法律の施行の際現に商工会という名称を用いている者は、この法律の施行後一年以内に、その名称を変更しなければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第三条 この法律の施行の日前四年間に行なわれた市町村の廃置分合によつて、町村が消滅し、その町村の区域の全部が商工会議所の地区である市町村の区域の一部となつた場合において、消滅前の町村(以下この条において「旧町村」という。)の区域に、その区域の商工業者で組織する団体が商工会の目的と類似の公益目的を有し、かつ、第十一條各号に掲げる事業の全部又は一部を行なつていもの(以下この条において「地域商工会」という。)が旧町村の消滅前から引き続き存続しているときは、第七條第一項の規定にかかわらず、当該旧町村の区域を地区として商工会を設立することができる。この法律の施行の際現に二以上の市町村の区域を地区とする商工会議所の地区の一部である一又は二以上の町村の区域に、この法律の施行の日以前一年以上前から引き続き地域商工会がある場合において、その町村の区域が引き続き商工会議所の地区の一部であり、かつ、その町村がこの法律の施行の日から二年以内に市町村の廃置分合によつて消滅し、旧町村の区域の全部が商工会議所の地

区である市町村の区域の一部となつたときも、同様とする。

2 前項の規定により商工会を設立しようとするときは、この法律の施行の日(前項後段の場合)、当該廃置分合の日)から一年以内に、旧町村の区域において引き継ぎ六月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する工業業者の総数の二分の一以上の連署をもつて、その代表者から、その区域を地区とする商工会議所に対し、旧町村の区域を当該商工会議所の地区から除外すべき旨の申出をしなければならぬ。

3 前項の申出があつたときは、商工会議所は、同項の代表者と協議しなければならぬ。

4 前項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわない場合においては、当事者は、通商産業大臣に裁定を申請することができる。

5 通商産業大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならぬ。

6 裁定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附してこれを当事者に交付しなければならぬ。

7 通商産業大臣の裁定があつたときは、当該商工会議所の地区に関する当事者間の協議がととのつたものとみなす。

(登録税法の一部改正)  
第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本商工会議所」の下に、「商工会」を、「商工会議所法」の下に、「商工会の組織等に関する法律」を加える。

(所得税法の一部改正)  
第五条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「日本商工会議所」の下に、「商工会」を加える。

(法人税法の一部改正)  
第六条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「日本商工会議所」の下に、「商工会」を加える。

(中小企業庁設置法の一部改正)  
第七條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第二号)の施行に関すること。

第八条第一項ただし書中「県の区域」を削り、「又は」及び「若しくは」の下に「隣接する」を加え、同条第三項中「相互に」を「他の商工会議所の地区又は商工会の地区と」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(市町村の廃置分合に伴う地区の特例)  
第八条の二 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会議所の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。

第五十九條第二項を次のように改める。

2 通商産業大臣は、市町村の区域の一部を地区とし又は地区の一部とする商工会議所について、それをそのまま存置することが不適当であると認めるときは、その商工会議所に対して、第八条第一項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができる。

第五十九條第二項の次に次の二項を加える。

3 通商産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会議所がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消しをすることができる。

4 通商産業大臣は、第一項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び日本商工会議所、第二項の勧告又は前項に規定する処分

分をする場合には関係都道府県知事、関係市町村長及び日本商工会議所の意見をきかなければならぬ。

(商工会議所法の一部改正に伴う経過措置等)  
第十条 この法律の施行の際現に存する商工会議所であつて、県の区域を地区とするもの又は隣接しない二以上の市町村の区域を地区とするものについての改正後の商工会議所法第八條第一項の規定の適用については、この法律の施行後三月間は、同項ただし書中「町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたるものの区域」とあるのは、「県の区域、町の区域又は市町村若しくは町と町村をあわせたるものの区域」とする。

2 附則第三條第三項の規定による当事者間の協議がととのつた場合又は同条第四項の裁定があつた場合において、商工会議所がその協議又は裁定に基づいてその地区を縮小するときは、商工会議所法第八條第一項の規定にかかわらず、当該商工会議所の地区は、市若しくは町の区域又は市と市町村若しくは町と町村をあわせたるものの区域の一部とすることができる。

国民経済の健全な発展に寄与するため、主として町村における商工業の総合的な改善発達を図るための組織として商工会を設け、その事業、役員、設立手続、管理、監督等について定めるとともに、商工会及び商

工会議所の行なう小規模事業者のための事業活動を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村委員長 ます趣旨の説明を聴取いたします。通商産業政務次官内田常雄君。

○内田(常)政府委員 たいま議題となりました商工会の組織等に関する法律案について提案理由を御説明いたします。

中小企業問題につきましては、その重要性にかんがみ、政府といたしましてもかねてから諸般の施策を講じてその解決に努力いたして参つたのであります。中小企業の中でも中規模事業者と小規模事業者との経営差は、非常にはなはだしいものがあります。しからば従来の中小企業対策において、この小規模事業者に対する施策は必ずしも十分とはいえず、特に地方の町村における小規模事業者の対策の強化は緊要とされているところでありま

この対策強化のためには、もちろん金融措置、税制措置等についても考慮する必要があります。政府としてもこれに意を注いでおりますが、小規模事業者の特質を考へますときは、これらの事業者のためには、その実情に即した資料の収集、提供、経営及び技術に関する相談、指導、事業資金の借入れのあっせん、各種事務の代行等の業務を不断に行なう組織を確立することが最も肝要と考えられます。

このような業務を行なう組織として、市部においてはすでに商工業の総合的改善発達をはかるための組織とし

て、

て、

て、

て、

て、

て、

て商工会議所の制度があり、小規模事業者に対する事業をある程度行なう必要とするのに対し、町村等の郡部においてはこのような制度がありませんので、主として町村における商工業の総合的改善発達をはかるための組織を確立する必要があるであります。

このように必要性に基づき、すでに現在までに主として町村において二千六百以上に及ぶ商工会が自然発生的に誕生しておりますので、これを法制化するものが適当と考えられます。ことに、いかに組織を定めましても小規模事業者の資力の状況からしては、国及び地方公共団体が積極的な助成を行なうのでなければ、十分な事業活動を期待することができないので、その助成措置についても法定する必要があると考えられるのであります。

このような見地から今回本法律案を提出いたしました次第であります。次に本法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案の骨子は、商工会の組織について定めるとともに、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業について国の助成措置を規定するものであります。

第一に、商工会につきましては、これを本法に基づく特殊法人とするように、その営利活動を禁止し、またその地区につきましても、市町村の廃置分合等若干の場合の例外を除いて、一の町村に一の商工会を設けることを原則とし、商工会議所とも地区を重複して設立することのないように定められております。

商工会の事業については、商工業に関する相談、指導、情報、資料の取

集、提供、講習会、展示会の開催等その地区内の商工業の改善発達のために必要な事業を行なうこととされておりますが、その加入脱退は自由でありまして、地区内に半年以上事業所を有する商工業者であればすべて会員となることができるのであります。商工会は、その地区内の商工業者の半数以上が加入するものであれば、通商産業大臣の認可を受けて設立することができるのであり、その管理は、総会、総代会及び役員を通じて行なわれるのであります。また、商工会の公共的性格から通商産業大臣の所要の監督規定も設けられております。

第二に、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者活動を促進するための措置として、国がその経費の一部を補助することができるよう定められておりますが、この国の助成を行なうための予算措置をいたしましては、先般衆議院におきまして御可決をいただいた昭和三十五年一般会計予算におきまして、小規模事業指導費補助金として総額三億九千二百万円を計上いたし、小規模事業者のための対策の強化拡充を期している次第であります。

以上本法律案の提案理由の概略を申し上げ述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。質疑は後日に譲ることにいたします。

○中村委員長 次に、滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案を議題とし審査を進めます。

本案については他に質疑はないようでありまして、本案に対する質疑は終局したものと認めるに御異議ありませんか。

○中村委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認めます。引き続き本案について討論に入ります。わけでありまして、討論の通告がありませんので、直ちに本案を採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中村委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認め、滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○中村委員長 「賛成者起立」

○中村委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま可決いたしました本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中村委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

今回の重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置法の一部を改正いたしました。三カ年延長ということ、内容においては小型ボイラーを本法の適用対象からはずすということですが、ル未済の小型ボイラーを、本法の適用対象から除外するということとをきめられました理由について説明を求めます。

○内田(常)政府委員 昭和三十年以来、この法律の運用の経過を顧みますると、伝熱面積五十平方メートル、すなわち一トンプォイラー以下のものは、その数は総ボイラーの約八割以上にのぼりますが、その消費する石炭は非常に少ない、四割以下であったと記憶いたしますが、そのような状態でありまして、石炭の計画的な確保にはほとんど差しつかえはない。その半面、これらの一トンプォイラー以下のものを用いますものは、中小企業でありまして、国民生活に必須のものが非常に多くを占めておりまして、今回別に御審議をいたしております石炭合理化臨時措置法に基づきます石炭鉱業のいわば抜本的合理化施策を一方に行ないまする状況に対処いたしますと、右のような状況から伝熱面積五十平方メートルのものははずした方が国民生活にも便利であり、また燃料政策上も支障がない、かような踏み切りをいたしまして、これをはずしたような次第でございます。

○武藤委員 ただいまの説明だと、ボイラー対象の率から言いますと、約八割くらいは小型ボイラーだということですが、ただ消費は二割程度だ、こういうことですが、重油に切りかえた場合、その切りかえる設備の転換の場合の費用とか、それから転換をすることによって現在コスト上にいわたる影響する利益というものは、大体どのくらい見えておるか。

○福井政府委員 ただいまの政務次官の御説明のように、数から申しますと、八割ということになりまして、石炭の消費量から申しますと、約二百万トンでございます。ただ二百万トンでございますが、そのうち産炭地で消費されましますものが約二割前後と見られておりますので、約百六十万トンということに相なるわけでありまして、その百六十万トンのうち一体どの程度設備が改造せられ、新設されるかということに相なるわけでありまして、従来の実績から見ますと、大体二割前後ではなからうか、こういうふうに見ておられます。従いまして、二、三十万トンか、多く見ましてもせいぜい四、五十万トンくらいのもので、現実には石炭の消費量としては食い込む数量になる、幾ら多く見ましても、大体五十万トンくらいではなからうか、そういうふうに見ておられます。

○武藤委員 今の二〇％というのは、その従来の実質百六十万トン程度の石炭消費の中の約二〇％、多くて五十万トンくらい、これが大体転換を予想されるボイラー、こういうふうに見ておられますか。

○福井政府委員 さようでございませ

○武藤委員 わかりました。大臣にお聞きいたしますが、ポイラー規制法を三カ年に限って延長する、こういう政策をきめられました根拠を一つ……。

○池田国務大臣 大体ポイラー規制法自体は、世界各国にないようなきつい法律なんで、原則としては、私は規制法に対してあまり賛成できないのですが、日本の今の石炭の現状から申しますと、やはりこういう非常手段を講じなければならぬ実情にあります。かたがた、片一方では、石炭の合理化に對しまして関係業者が非常な決意を新たにしているときでありますから、こういう点を考えまして、無理な法律でございしますが、三年間を限って延長して、その間に石炭の合理化を進めていきたい、こういう考えであります。ただ問題は、中小企業等のことを考えますと、企業の合理化その他から申しまして、こういう中小企業の要求してあるようなトーンポイラー程度のもものは決して、石炭の消費量から申しまして大した影響はない、こういう考え方で、こういう措置をとることにいたしましたのでございします。

○武藤委員 ポイラー規制法自体は、国内基幹産業である石炭への影響を防ぐという趣旨ですから、これは保護立法であることは間違いないと思っております。が、これは必要な保護立法であつたのでありますから、そこで、業界筋の発表しましたのによりますと、三カ年間に千二百円程度のコスト・ダウンをやる、こういうことであります。その具体的な内容を一つ、計画ができておれば伺いたいと思ひます。

○池田国務大臣 これは各会社の各山ごとにつきまして、合理化方式をとらした場合の大体の想定でございします。なかなか詳しい計算でございまして、一々私が説明いたしますよりも、事務局当局から御説明さす方がよいのではないかと思ひます。

○通詰政府委員 御承知のように、昨年の夏に大手の団体であります石炭協会で、三十八年までに八百円値段を下げるという長期計画を発表したわけでありまして、これを発表いたしました際の資料につきまして、私どもの方で各会社別の計画といったようなものをいろいろ検討いたしました。その結果、大体会社の計画というものがその通り実行される場合には、ほぼ八百円の引き下げということが、一つ一つの山——それをどの山はつづし、どの山の生産は伸ばすといったようなことをもとにしてやっておりますので、われわれの見方と会社の見方との間に若干の食い違いはありますが、大体八百円程度の引き下げということが、そういうことが実現されたならば可能ではないか、こう思つたわけでございます。ところがたまたま昨年通産大臣から、石炭鉱業は今後いかにあるべきかということを諮問されておりました。石炭鉱業審議会におきまして、あらゆる方面からの検討を加えました結果、石炭の今までの非常な不況ということが石炭供給の不安定と価格の割高ということにあるから、まずその価格の割高という問題を是正しなければならぬ。しかも今後競争相手であります石油との価格というものを考えた場合に八百円では不十分で、千二百円程度下げなければ経済性のある燃料ということを

主張するのは非常に無理ではないかといつたような結論に達しまして、三十八年度までに、三十三年度に比べて千二百円販売価格を下げるべきであるという結論をいただいたわけでございます。そこで政府といたしましてはその答申に基づきまして、どういふふうにやればはたしてこの千二百円という案が実現できるかということについていろいろ検討したわけでございますが、その結果は、まず山元における体質改善を、業界が考えておつたよりも、もっとスピード・アップさせて早く促進する。そのためには高効率の炭鉱を積極的に造成する必要があると、政府の財政資金というものをこのために特別貸付金制度といったものを設けて、開採の融資あるいは市中銀行の融資等と合わせて、できるだけ投資を繰り上げさせる。大体大手十八社については考えてみますと、会社当局の考えでは、五年間に千二百億程度の設備投資をやりたい、こういうふうに考えておりました。さらにそれに二百億ばかり追加して、大手関係だけで千四百億の投資をせよということによりまして、三十九年あるいは四十年といったところに完成を予定したおりました山につきましても、できるだけ三十八年度までに完成を繰り上げさせる、体質改善を繰り上げるといふことと、それから御承知のように、石炭の販売価格の平均して二割程度は、輸送費あるいは諸掛りといったものになつております。そこで、この石炭はバルキー・カーゴで遠距離を運んでくる、従つて北海道から東京へ持つて

くる場合を考えると、千七百円から金がかかつている。この過程において、相当のむだを排除する道があるのではないかと、このことから、流通面におきますむだを省くということをやります。この二つをやることによりまして、大体会社当局が考えておりましたものよりも、さらに四百円程度値段を下げることもできるのではないかと、非常にまだこれは大ざっぱな段階でございますが、一応の目安を得ることができましたために、大体われわれといたしましては、千二百円実現ができるまでという前提のもとに、所要の予算も組み、現在いろいろ具体的な施策についての検討を進めたわけでございますが、詳細は現在生産性部会というものを石炭鉱業審議会の中でやっております。それは、千二百円というものは、山元でどの程度下げるべきか、あるいは流通面でのどのくらい下げるのが可能かといつたようなことを、まず大ざっぱに振り分けまして、さらにその振り分けられた流通部門あるいは生産部門のおのづかひについて、こういうことをやればこの程度下がるのだといふ具体的な施策を、かなり深く掘り下げるということを目標に現在やっておりますので、できますならば、大体流通の面での程度下げることができるといふ大ざっぱな見当だけでも、年度内か四月の半ばまでには得たといふことで、現在審議をお願いしておりますわけでありまして。

○武藤委員 石炭政策のこまかい問題は、あつた合理化法の一部改正案が出ますから、同時に質問したいと思ひますが、関連がありますので、大きい点だけをを拾ひ出します。政府は、今回の

合理化法の一部改正法案の提出のときに、八百円のコスト・ダウンを中心とする三カ年計画の中で、大体五十七、八億の石炭鉱業近代化資金が必要である、こういうことで、事務局は大阪府の方に強く要求をされたと思ひますけれども、これは予算編成の内容でありまして、全体の国の資金計画の面から切り下げられたり節約をされることはやむを得ないと思ひますけれども、しかし、実際にこのまきりました金額は全体で二十一億、実際に近代化資金として運用されるのは十八億程度、こう聞いておるのでありますけれども、そういたしますと、この三カ年間で八百円のコスト・ダウンをするという構想で出たときの政府が援助すべき近代化資金が、今度は千二百円に大幅に切り上げられてコスト・ダウンをやる、そういうふうになつた場合に、でき上がりました予算の内容とは相当の食い違いが出ておるわけでありまして、一部にはどうも全く中途半端な合理化に終わつてしまつて、実際の計画に到達することは非常に困難じゃないか、こういう声が非常に強いのでありますけれども、その件に対する政府の見解はどうですか。

○通詰政府委員 確かに予算ができませんまでの過程におきましては、今武藤委員の御指摘のように、われわれ五十億の要求をいたしましたのでございします。そのときには、主要坑道あるいは善上機関関係というもののほかに、運搬関係と炭炭関係というものを全部入れまして、大体その半分程度を政府の方で積極的にめんどうをみたい、こういうふうな思つたわけでございますが、この政府の新しい金を出すという考え方

は、山元でどの程度下げるべきか、あるいは流通面でのどのくらい下げるのが可能かといつたようなことを、まず大ざっぱに振り分けまして、さらにその振り分けられた流通部門あるいは生産部門のおのづかひについて、こういうことをやればこの程度下がるのだといふ具体的な施策を、かなり深く掘り下げるということを目標に現在やっておりますので、できますならば、大体流通の面での程度下げることができるといふ大ざっぱな見当だけでも、年度内か四月の半ばまでには得たといふことで、現在審議をお願いしておりますわけでありまして。

合理的な内容を一つ、計画ができておれば伺いたいと思ひます。

合理的な内容を一つ、計画ができておれば伺いたいと思ひます。

合理的な内容を一つ、計画ができておれば伺いたいと思ひます。



は、先ほど申し上げましたように、これをてごいたしまして、ほかの金をむしろ誘発して、積極的に投資を促進させようというものでございます。従いまして、その割合が五割がいいのか、あるいは三割でいいのかといったようなことにつきましては、これはいろいろ意見もあるのじゃないか。結論といたしましては、いろいろな投資計画がございますが、その中で一番踏み切りをつけなければならぬのは、主要坑道あるいは着上機といったようなものでございまして、大体その踏み切りがつけば、あとは選炭機、運搬機といったようなものにつきましては、開銀の融資あるいは興長銀、その他の市中銀の融資をさらに引きずっていくことも可能でございますので、これはわれわれといたしましては多いにこうしたことはございせんが、大体主要坑道の関係と着上機関係だけに限定いたしますと、われわれの考えておりますものはそのほは四割程度はその金でまかなえる。そういったと、その残りの六割を開銀に期待する。その他運搬、選炭関係につきましても、開銀その他興長銀、ことに、さらに政府の今後の石炭政策を明示すると同時に、協力を求めるということをやれば、これは五十億に比べますと、かなり苦しいことは事実でございますが、大体資金調達というところは可能であり、従って千二百億というものの引き下げに対する初年度の施策としては、一応これで出発し得るといふふうに確信いたしております。

取り扱ひ貸付金制度とは別の貸付金制度ですか。

○樋浦政府委員 同じものでございませぬ。

○武藤委員 わかりました。現在の石炭経営者が持つておる従来の政府融資です。開銀その他の融資が相当莫大な額に上つて、だいたい業界の方から一応これをたな上げにしてもらわないと合理化ができません、こういう声も非常に強く出ておつたようでありまして、ただ、何れも業界の都合のいいことだけを、うのみにする必要はもちろんだと思つておつたけれども、結局、今後三年間に大体千四百億程度の資金が必要になるという場合に、そのうちの自己資金の範囲とそれから開銀融資、一般銀行融資、そういった程度、千四百億程度の六割は大体開銀その他からやりたいということでありませぬか。自己資金と開銀融資あたりの……

○樋浦政府委員 大体五年間に千四百億ということになりますと、一年間に二百八十億程度ということになります。これは最近の投資の実績が、三十二年が二百五十億、その前が二百八十億、その前が二百四十億ということ、大体三十二年以降は、二百四十億から二百八十億というくらいは投資を、現実にやつてきておるわけでありませぬ。そのときの開銀から出ました金というものが、四十億ないし六十億というところで進んでおられます。従いまして、今後大手が二百八十億の金を毎年調達するということは、トータルをいたしましては、大体今までは石炭鉱業がつかい込んでおりました資金量というものに比べまして、それより大きなものではない。むしろこれをごいしは御承知のように開銀の方も八十億ということ、新しい特別貸付金というものを合ませますと、百億余りのものが財政資金から出るわけでございますので、残りの百八十億ないし二百億程度のものにつきましては、従来通りの興長銀の調達、あるいは自分の債却等による留保分ということ、私どもとしては十分にはまかなつていける見込みがあるというふうに考えております。

○武藤委員 石炭局長の説明ですと、何か最初の説明では、相当事業を繰り上げて、相当の合理化、近代化をやるという御説明のようですけれども、あとの説明だと、何か従来の資金とあまり関係ない、大体同じ程度だという御答弁でありまして、どうもその間の事情がびんとこないのではありませんけれども、もう少し……

○樋浦政府委員 私のあとの説明が、いかにも案々としておられるというふうなお受け取り方をなさいますと、これは私の説明がなはだまずかつたわけでございます。三十三年、これはこの前の神武景気のことを受けてまして、石炭といたしまして二百八十億という非常に大きな投資をやつたわけでございます。その後石炭不況になりまして、三十四年度は大体継続工事を中心に二百五十億ということにやつたわけでございますが、一方今後の石炭の炭価の推移その他から見まして、会社自体といたしましては二百五十億程度というものを統括するのが、精一ぱいじゃないかというふうな一応の見込みを、こゝろ考えます。また現実に資金繰りから申しますと、やはりその程度と押えるのが安全だと思つておられますが、それ

でございますと、どうしても千二百億程度にしかならないわけでございます。そこで、われわれといたしましては、従来石炭を一体今後どう持つていくかとはつきりしない。自分自身も一体今後どう持つていくかということに踏み切りがつかない。また貸す方にしては、石炭が今後どうなるかということについては、はたして貸していいものかどうかというところについては十分な見通しが立ち得なかつた。そういうことが石炭の設備投資を調達します上におきまして、相当の支障になつていたわけでございますが、石炭鉱業審議会の結論というものが、また政府の方でその方針に沿つて政策としてそれを取上げるといふことをはつきりし、それと並行いたしまして、今御審議いただいておりますポイラー法の延長ということにつきましても、三年間延長に踏み切つたという一連の措置から、業界自体としても、自分の行くべき道についてはつきりしたある程度の確信が持てたということ、金融機関の方でも、政府の方でそういうふうにはつきりするならば、この際石炭の設備資金についても従来以上貸す、こういうことになつてきたわけ、われわれは金額的には二十億といたしては決して大きな金額ではございませんが、初めて政府の意思を表明して、その融資ということを打ち出したところに意味があると思つておられますので、今後は政府の方針と相待ちまして、金融機関側も従来よりは石炭に対して融資しやすくなつたのではないかと、こゝろいうふうに考えて先ほどの御説明をしたわけでございます。

○武藤委員 通産大臣に御質問いたします。大体今事務当局の御説明を伺つたわけでございますけれども、当初の出発としては、相当政府の計画上からは、予算面では後退したわけでありませぬけれども、三カ年間に政府として相当強力な行政指導も必要だと思つておりますが、大体業界が千二百億程度のコスト・ダウンが、現在の計画進行状態から見て可能である、いわゆる自信の持てる状態だ、こゝろいうふうに通産大臣は判断されておられますか。

○池田国務大臣 過去半年余り通産大臣といたしまして石炭対策につきまして勉強したのでございませぬが、私の見るところでは、二、三年前の石炭関係業者とはよほど意気込みが違つて参りまして、私は今のところ、業者につきましていろいろ相談し合つて、ぜひ実現させたい、また実現し得るものと考えております。

○武藤委員 合理化に伴う労働問題その他は合理化法の審議のときにやりたと思つておられますけれども、大体今の説明ですと、相当熱意を持つてこの合理化政策に取り組んでいくという大臣の答弁で、けつこうであります。石炭政策は、大臣の試金石だと言つておられるわけでありませぬから、相当な熱意を持つておられると思つておられます。

そこで、さらにもう一つ質問いたしますが、今度政府は大きく貿易の自由化に踏み切つたわけでありませぬけれども、その際に、特に今度のアラビア石油の開発や何やらいろいろ問題があらまされて、結局石油というものが世界的な生産過剰といひますか、相当な拡大生産の過程にある。何か藤村教授のお話によると、従来は石油資本家は、

資源に限りがあるわけでありまして、細く長くという政策をとっておつたけれども、最近はこのエネルギー革命といふことを考へて、早晩原子力がとつてかわる時代が来る。従つてこの際は、もう掘つて掘りまくつた方がよい。こういふふうには大石石油界の世界的動向が變つてきておる。このういふことを説明されておるのでありますけれども、そういう際に、わが国も初めて海外油田の大開発をやつて、相当有望な油田を掘り当てたといふことで、やがては円資金による石油が自由に入つてくる。こういふ過程になつてくると思ふのであります。アラビア石油がすぐ短期間にそのなると思はれませんが、そういふことは考へられませんが、三カ年間に千二百億のロス・ダウンをやるといふこと、貿易の自由化によつて石油が制限なしに相当豊富に日本に入ってくる、こういふ事態が予想された場合の三カ年後、その際のいわゆる石炭と石油との関係といふものを、一体どういふふうに見ておられますか。

○池田内閣大臣 エネルギー革命につきましても、武蔵さんも御存じの通り、いろいろ説がござります。石油、原油が相当下がつてくるだろうとか、ことにまた原子力に行くまでにはいわゆるLPGといふものが石油に相当かゝるといふふうなことも考へられます。私は三年先、千二百円下げればこれで十分対抗できるのだといふ太鼓判を押すわけにも参りませんが、しかし努力目標としてはそうかけ離れたこともできないわけがござります。従いまし、今のところは石油あるいはガスの状況を見ながら、また別のことも考へ

ていかなければならぬと思ひます。アラビア石油のお話がございましたが、これも昭和三十八年か九年くらいでよくやく一千万キロリットルくらいでござります。そのころになりますと、日本の石油の需要も三千万、六千万キロリットルあるいは四千万キロリットルくらいになるやもわからぬといふふうな状況でござりますので、これによつて非常にならざるということも思ひます。一にやはり世界の石油政策がどう行かぬかという問題だと思ひます。また輸入にいたしまして、今度関税の改正で、今従前にいたしておられますが、従量にするといふ考へ方も相当強く、われわれもそれに賛成といふか必ずしも反対じゃないのであります。そういふいろいろな政策をとりまして、何としても国内資源の最も大きい石炭といふものを五千万、六百万トンくらいは確保することは、これは国際収支から申しましても、労働問題、雇用の問題から申しましても、ぜひ必要なことではござりますから、あの手この手を考へて、とにかく五千万、六百万トンの石炭は石油と抗争し得るような方法を今後も研究していきたいという氣持でござります。

○武蔵委員 本案の直接の内容にはなつておりませんが、たびたびの報道によりますと、火力発電機の要求によつて、通産大臣としては、大体三カ年後に完成をする重油専焼の火力発電のポイラーについては、これを認めてもよい、こういふふうな意向であるといふことが言われておつたのでありますけれども、この点は、今の心境も同じでありますか。

○池田内閣大臣 私は、昭和三十八年の十月でござりますから、大体、その後において稼働する分については一切認めぬといふこともいかなるものか、特定の地域につきましては、ある程度考へていんじやないかと思ひます。しかし、電力業界が石炭にどれだけの協力をするかということが先決問題であります。重油専焼ポイラーがござりまして、石炭を毎年百万トンあるいは百五十万トンずつ、三年間ではなしに、その後にもふやすのだといふ前提があれば、私はある程度認めていくのも妥当じゃないかと思ひます。一に、これは電力界と石炭業界の円満な、しかも良識ある話し合いによつてきめるべきものである。私は石炭を電力業者が増量するといふことになれば、とにかく三十八年までは一切設置を認めないといふこともいかなるものか考へておるのであります。ただ、場所と数につきましては相当考へなければならぬと思ひます。

○武蔵委員 重要な政策だと思ふのでありますけれども、結局今の大臣の答弁ですと、無制限に重油専焼を認めるという意味ではない、業界と業界がある程度、今大体五千万、六百万トン程度の消費は確保したい、こういふ大臣の御説明のようですけれども、そういう全体の消費量とからんで、石炭業界から電力業界が引き取る石炭といふものを、ある程度計画を立てて、その計画量に従つて重油専焼といふものも計画の上で認めていく、こういふふうに理解していいわけですか。

○池田内閣大臣 その通りです。

○武蔵委員 これは大臣、本法の期間の延長のときの便宜的な答弁でなく

て、これは相当重要な問題だと思ふので、このことは、先ほど石炭局長から説明もありましたように、業界も真剣になつて合理化に取り組む—あつていろいろな問題が出てくると思ひますけれども、とにかく労働問題も相当むずかしい問題が発生してくると思ひます。それから、石炭界を取り巻く中小企業の商店の立場から、この前大臣がいらないときに中小企業庁長官に質問したのでありますけれども、離職者と同じような深刻な状態に、石炭にたよつておる零細商店等は陥つておるのであります。そういういろいろな犠牲の中に合理化を進めるわけでありまして、そうして、合理化が完成した—政府の援助なり業界の努力、あるいは労働者の努力等によつて、何とか三カ年後に合理化が完成して、さてようやく石油と何とか肩を並べられるときが来たといつたときに、電力会社の方は、全部も重油専焼に切りかえられてしまふといふのじや、これは何のために努力をしたのかさっぱりわからなくなるので、その点は一つ、大臣—ずつと長期間大臣をやつておられるなら、なおいんですけれども、結局ほんとうに計画を立てて、これは事務当局の方にもお願いをして、やはりはつきりした年度別計画といふものをこの際立てられて、そうしてその計画の上で認める場合には認める、こういふ方針をとつてもらふねと、せつかく努力したは、出てきたときには、もう三年後には全部許可になるのだといふことで専焼ポイラーにしまつたといふのでは、合理化の意味はなくなると思ひます。その間の考

えを一つ伺いたい。

○池田内閣大臣 ポイラー規制法は三年間だ、三年間が済んだらあつてはほつておくんだといふ考へ方は私は持たないのであります。三年間が済みましても、やはり石炭と電力は常に協調し合つて、お互いに助け合つていくといふことは必要であらうと考へておられます。またそうしなければ石炭業界はたないであります。私は武蔵さんがお考へになつておると同じようなことを考へてやつていきたい。私が通産大臣でなくても、やはり議席を持つとかないかとすれば、あの方針を變更しないように—もし私がそういうことでも大丈夫だと思ひます。

○武蔵委員 この際ポイラー規制法の問題とは直接関係がないかもしれませんが、貿易自由化とからんで、特に石炭みたいな大きな影響を地域的に、あるいは関連産業的に与える産業は少ないと思ひますので、そういう石炭産業を考へて、この際やはり計画的に、今までのように何か増産計画を立てたと思ふと、石炭が余つちやつたといふふうなことではなしに、相当困難ではあります。はつきりした計画的な指導が必要だと思ふので、その意味で前の臨時国会に、わが党は石炭産業会議の設置を政府に要求いたしました。原則的には賛成だ、しかしいろいろの問題があるから政府としても検討したい、こういふ回答があつたのでありますけれども、この間社会党も石炭産業安定法をこゝで提案されたわけですが、その中にも石炭産業安定法といふものを作つて、大体内容は私どもの主張と同じでありますけれども、そういうことが絶対必要だといふこと

が、あの社会党の提案説明の中にも書いてありますけれども、今石炭鉱業審議会の中で、長期安定計画を進めるということで、最近委員の数もふやして、相当拡大したものにしていくというお考えのようですが、私は、ただいま大臣が答弁になったように、いわゆる重油ボイラーの問題にしても、やはり石炭業界と電気業界は、ある程度長期的な計画についての話し合いをして、そうして両方協力し合って安定を考えていくということを言われたのでありますけれども、そういうためにいろいろの知恵も貸してもらい、協力し合えるような会議の形式は、これから特に必要になってくるんじゃないかと思えます。そういう点について、この際あらためて前の懸案の御回答を願いたい。

○池田国務大臣 お話しの通り、通産省におきまして石炭鉱業審議会というものがございまして、今回の合理化につきましましてのりつばな答申も、各員の熱心な検討の結果出てきたのであります。私は今後も石炭鉱業審議会をできるだけ活用していきたいと思っております。また別に、これは通産省の工業技術院が主宰いたしました、昨年の暮れに石炭会議というものを開きました。これは技術者ばかりお集まり願いました。探炭から輸送から、そうして石炭の需要増大のための研究、四部会に分けまして、技術者連中が非常に貴重な意見を吐かれて検討を加えられております。この石炭会議という技術者の会議もたびたび開いて、そうして石炭技術の各方面の、輸送から探炭から、利用方面ということを考えていき

たいと思っております。また今回は、石炭業者が石炭技術の研究所というものをお互いに醸金し合います。これに對しまして五千七百万円かの補助をいたしました。こういうことで、石炭技術面の検討が加えられ、需要の新しい方面への進出も私は期待し得るんじゃないかと思えます。また御承知のように、北海道に国立試験所を置く。これは私は石炭なんか中心になるんじゃないかと思っております。また、北海道における石炭は、最重要資源でございます。北海道自体で、この石炭を単に燃やすだけでなしに、流体化、その他の研究も続けていって、今の電力あるいはセメント、ガス方面への需要の増大をはかると同時に、新しい需要面を切り開いていこう、こういう考えで進んでおるのであります。

○武藤委員 ボイラー規制法の問題は、大体この程度で、大いに今後とも情熱を持ってやってもらうということに終わりたいと思っております。今の石炭鉱業審議会、あるいは社会党提案のような石炭鉱業安定会議、どちらでもけっこうでありますけれども、今大臣の説明を聞きまして、いろいろ各分野々々でそういう審議会が持たれておるようでもあります。その分野々々で検討されることも必要でありますけれども、やはり全体的な立場でエネルギーの問題を検討する、こういった総合的な機関というものも必要ではないかと思えます。ですから、その点はわが社会党も要求しておるわけですから、わが方でいろいろふりやっておるから心配ないのだということに

に、十分にこれは検討してもらいたいと思えます。それから、これは関連になって失礼でありますけれども、この間、私、大臣の出席を求めたのでありますけれども、出られなくて残念でしたが、中小企業庁長官は、御趣旨はよくわかったから実態をまず調査したい、こういうお話をされたけれども、大臣に、どういふ報告がなされるか、どういふ対策が立てられておるかお聞きしたいのです。それは、炭田地帯の零細商工業者の問題です。極端な村なんかになりますところ、もう千二百名になっておるといふところもあるわけです。石炭といふのは便利のいいところにはないのであります。ほとんど山の中が多いのであります。そういう場合に、極端に労働者が少なくなると商売がやっつけられない、やっつけられないから仕方がないから引き揚げてどこかへ行って商売をやろうと思っても、そのあとをどうものなんなかだれもないのです。これは何百万円かけても二束三文にしかならないわけです。そういう場合には引越すにも引越せられない、どうしようもない、ちやうど石炭の離職者と同じような立場にある者が最近相当ふえておられます。これは九州なんか特にひどい、常磐地帯にも相当ありますけれども、そういう人たちが石炭の影響、エネルギーの影響によって、こういう状態になったということについては離職者もわれわれも同じだ、だからこの際政府は、そういう業者がほかに転業するとか、あるいはほかに職を求めていかなければならぬという場合には、石炭離職者と同じ取り扱いはできない

かもしねぬけれども、やはりあいつらも、これらの転業業あるいは再就職等に対する援助というものは、たとえば土地、家を手放して行く場合にはそれを政府が保証して買上げをするとか、何かこういふものに対する一つの援助の態勢をとってもらいたい、これは全国的に相当強い要求となって出てきておるのです。これをこの間質問いたしましたところが、さうすぐ実態を調べて対策を立てたい、こういうお話をされたが、その後どういふふうな御見解でおられるか、大臣がおられますからお聞きいたします。

○池田国務大臣 まだ局長から報告を受けておりません。お話を承りました。今の局長と同じような意見でございます。さうすぐ実態を調査いたしまして考えてみたいと思っております。

○關谷委員 関連して。先ほど石炭局長の御答弁の中に、石炭のコスト・ダウンをやる上において、山元の体質改善のほかに輸送費、荷役費等の流通面において四百円ほどのむだを省くことができるのだというお話がありました。これはどういふふうな御計画でやられますのか、具体的に御説明を願いたい。

○通産政府委員 私、先ほど流通面で四百円できるというふうには、はっきり申し上げたのではありません。流通面の合理化、それから山元の体質改善の促進をやる、一応大きな見当として大体そのくらいはやり得るのじゃないかというふうには、検討の結果達しましたので、できるだけその結果に近づけるように具体的に措置をしたというところで、今やっておりますわけでございます。たとえば山元で幾ら下げ

得るか、あるいは流通面で幾ら下げ得るかという、この二つにつきましましては、生産性部会というものを毎週やっておるわけでございますが、そこで、流通面で幾ら下げ得るか、山元のコスト・ダウンということが、従来会社が考えておったのに比べてどういふ繰り上げをするかによって、幾らまで可能かという振り分けについて今検討をやっております。ただ、先ほど大きっぱに申し上げましたときの一応の試算いたしましたときよりは、一応の試算といたしましては、たとえは会社が考えておりましたときより繰り上げて早く作らせる。それから同時に非能率炭鉱の整備をそれと並行してやるということをやります。会社が考えておった案よりは二百円近いものを下げ得るのではないかと。それから一方、三千からの銘柄がございまして、同じように小口の運搬をやり、小口の貯炭をやっております。流通面におきましても、使方方から見ればせいぜい数十種類の規格のものがあれば、それでいいわけでございます。そういうことも可能になりますし、貯炭場自体も非常に小さくて済むということになりますので、流通面の合理化をやれば大体二百円から三百円の間というものを下げ得るのではないかと。これは一例でございますが、たとえばこの前北炭で新しい石炭専用船を一つ作りまして、北炭の方の説明によりますと、かりにああいう船を今後さらに、五、六、七、四、はいですか作るというふうなことをやれば、それを非常に高効率に運転すれば、従来のようなやり方に比べて二百四十円ぐらい輸送費だけで下がり得る



の重油ポイラー規制法の対象にされておるポイラーですね、これは一体どれだけの石炭をたいていたのか。言い換えれば、重油ポイラー規制法によって、一体どれだけの重油規制がされておったのかという意味です。それは今の二千三百万トンというよりな数字ではなかつたはずで。

○總務府委員 先ほど大体二千三百万トンと鉱山局長が申し上げましたのは、そのうち約一千万程度が電力関係、残りの千三百万トンというのが電力以外の鉱工業ということでございます。移動のものは別に、全体で二千三百万を大体ポイラーで使っておる、そういうふうな数字になると考えております。

○八木(昇)委員 今の数字につきましては私まだ若干疑問が残りますが、それは別といたしまして、いづれにいたしましても、今度のポイラー規制法の一部を改正することによりまして、全体の重油ポイラーの設置制限の対象となつておたポイラーの設置制限の対象も、約八割というのが対象からはずされるということになって、さらに加えて電力方面にしましては、電力の消費する石炭の総量というものが非常に大きいということは申すまでもありませんが、その電力関係につきましても重油専焼のポイラーを、これから工事にかかるといふことを認めていこうという方向になりつつあるということでは、実質的に見ますと、この従来の重油ポイラー規制法というものが相当大幅に内容が変わつてきて、そして極端な表現をすればしり抜けというよりな格好になってきておる、こういうふう

りに考えるわけです。そこで先ほど武藤委員の質問もありましたが、大臣に重ねて質問をいたしますが、日経新聞あたりでは相当具体的に、昭和三十一年度分については、火力発電所の重油専焼ポイラーについて、これを許可する方向に、運産省は明瞭に踏み切つたということが書いてあるわけでありまして、しかもその場合に、法の解釈として、設置と、条文に書いてある字句は、これは新たな規制法の延長期間が切れるまでの間に完成をしないもの、すなわち着工はするけれども、この規制法が切れる昭和三十一年の十月までの間に専焼ポイラーの工事が完成しないものについて、すなわち、いわばただ着工はするが、完成は昭和三十一年十月以降のものだということについては、これは設置という言葉の中にあてはめられない、こういうふうな、非常に便宜的な解釈に変更をして、そうして重油専焼ポイラーを認めようとする方向のようでございます。

この二月二十四日の日本経済新聞の記事について、通産大臣のお考えを詳しく具体的に述べていただきたい。  
○池田国務大臣 ポイラー規制法の設置とは、その工事に着手することが設置でございます。その解釈しておりますから、現実には重油をたく、たかぬの問題とは違つております。そこでの程度を認めるかということにつきましては、今公益事業局長が御答弁申し上げましたように、いろいろ申請は出ておりますが、われわれとしては法に基づきまして、しかも石炭業者、電力業者のいわゆる石炭消費を漸増していくという前提のもとに、やむを得ない場合を例外的に認めようかと考えておる

のでございます。そのことが日本経済全体としていいという考えに立てば、ある程度例外的な分を嚴重な審査のもとに認めていくにやぶさかでないということでございます。石炭消費を考へてポイラー規制を三年間延長するのでございませぬから、お話のようにしり抜けということは絶対にいたしません。嚴重な審査を經まして、例外的に認めることあるべしということでございます。

○八木(昇)委員 大臣のお気持は今の御答弁で大体わかりましたが、そうなりませぬとやはりちよつと矛盾を感じるわけでありませぬ。すなわち設置という法の文句は、それは現実に重油をたく、たかぬではなくて、そういう重油専焼ポイラーを作る工事に着手すること、このことが設置という意味だ、こういうことになりませぬと、それならばやむを得ない、万々やむを得ないと考へられる一部のものについてだけは認めるといふ實際処置との間に、これはどうしても矛盾ということになりやしないでしょうか。

○池田国務大臣 これは矛盾ではないのです。原則を立てまして、そうして例外的に認めるということは全体として矛盾ではない。行政はそういうことが往々あると思つておる。それが国のために、経済界のためになるということであれば矛盾ではございませぬ。それで今言つたように工事に着手することが設置だといつて、三十一年の十月まで一切工事させない。そうすると三十一年の十一月から工事しても、二年とか三年とかかかるというふうなことは、これは三年間ということにつきましては、いろいろそこに異常な状態が起

りますので、それがある程度緩和しながらやつていこうということでございます。○八木(昇)委員 その辺の法文の解釈の仕方のやりとりについては、私も省きますけれども、實際問題として、ここにも出ておりますように昭和三十一年度中に大体電力会社は十一の火力発電所の建設に着手する計画である。そのうち、たとへば東京電力の横浜とか五井あるいは中部電力の新名古屋とか、その他約百万キロ以上の設備の火力発電所については重油専焼ポイラーを要求してきておる。これについては具体的にどうされるおつもりでございますでしょうか。

○池田国務大臣 重油ポイラー規制法が三十一年の十月までで、十一月から動き出すものに何億あるいは十何億とかかる。石炭を燃やすポイラーを、將來要らない設備を、しかもまた一切使わずに済むかまわらぬというものを設けさせようということは、国民経済上からいってよくないことである。だからそういう点を考へまして、この分は將來重油専焼でいい、この程度は許さなければならぬという分につきましては、例外的に石炭ポイラーを設置せよといふ場合もあるというのでございませぬ。それが私は行政の上からも、また国家経済からいっても適當であるのではないかと。そこで第二の、それでは東電の専焼ポイラーをどうするかという問題につきましては、私は先ほど答へましたように電力界と石炭業界との話がいろいろふりなことでございまして、そうして私の希望では、三年だけつけて四年目から全然知らぬのだとい

ふりなことも、これは石炭業界のためによくないことではございませぬから、そういう話し合いがございましてから、私は個々の場合についての結論を出したいと考えております。

○八木(昇)委員 一応抽象論としてはごもつともだと思つたのでございませぬ、この程度は重油専焼の火力発電所を認めてもいいのではないかとというふうなことを言ひましたが、一体どの程度認めるのが適當であるか、適切であるかというその程度を判断する基準というところが、むしろ實際としては問題になる。その判断を誤るならば、結果は非常にまずいものということになると思つたので、そこで日本のエネルギーの見通しというふうなものについて、あと二つ三つお伺いしたいと思つたので、私が今さら申し上げるまでもありませんが、経済企画庁方面が、もうこれは二、三年前になりましたが、新長期経済計画を発表されたときに、日本のエネルギーの今後の推移はどうなるか。その結論として昭和三十一年度には石炭に換算して約一億七千万トンのエネルギーが日本には必要になる。昭和五十年には二億七千万トンに及ぶところのエネルギーが日本には必要になる。この場合に国内のエネルギーは、水力とか石炭とか等を総動員してやつても、供給力は五二%にしか達し得ない。結局不足分は、原子力、石油、それから輸入石炭というのに依存せなければならぬということになるので、結局外国に対する依存度というものは、昭和五十年には四八%にもなる。その結果は、結局石油の輸入等につきましても、昭和三十一年は三億八千万ドルの石油の輸入であったが、昭和五十

年には二十億ドルも油の輸入のための外貨が必要になってくる、大体こういうエネルギーの見通しを立てたと思ひます。そういうわけであるからして、国内の石炭も、これは合理化と近代化、増産というよりなものでないか、相当に馬力をかけてやらなければならぬというの、ほんの二三年前に前に出した経済企画庁の大体方向であったのですが、そうなりますと、その後石炭の事情が全然見込みのようにはいかなかったというので、大きな事情の変化が現われたわけですから、しかし私としてお伺いしたい点は、石炭の需要がどうなるか、こうなるかは別として、わが国のエネルギー全体の推移の見通しというものは、やはり昭和五十年度においては二億七千数百万トン程度にも達するのではないかと、う、大体大筋の方向については今日もなおそう考へておられるかどうかという点を確かめておきたいと思ひます。

●池田国務大臣 私企画の昭和五十年におきます石炭換算二億七千万トンというところにつきましては、再検討しておる考へておられます。昭和三十三年の石炭換算一億一千六百万トン、こうなる。大体各国の状況を見ましても、国民所得の差が消費エネルギーの差と大体似ておるようでございます。従つて私は三十三年を基準にして一億一千六百万トンなら、所得を倍にするということになると、二億三、四千万トンでいいのではないかと、気がいたしております。これは私のしろうと考へてです。今二億七千万トンがどうかという問題につきましては、再検討を加えておるようでございますが、われわれもこの問題につきましては、十分研

究していきたいと思ひます。ただ問題は、石炭にいたしても、熱管理が行き届きますと、相当の今までロスしておったのが出て参りますし、いろいろが点がありますので、なかなかエネルギー総量というものは、毎年どうなるかということも、もう、たとえ今年度の石炭にいたしても、私が就任当時貯炭が千百万トンばかりあった、三月末は七百八、九十万トン、八百万トンのくらいじゃないかと思ふという答弁をいたしました。そんな話だ、そんなことはありはしないというところを、ある委員から言われ、しかられましたが、しかし大体予想通りの八百万トンを切れておるようでございます。このエネルギーのあれをどうしようという今まで政府でやりました五カ年計画、二回作り直した、もう五カ年計画は一、二年でくずれてしまふようなのが、今までの日本の現状でございます。私は十分、一案、二案、三案と検討いたしました。こういふ場合のときには、ああいう場合のときには、あといふような方法を講じていかなければ、計画はすぐくずれるようになるんじゃないかと思ひます。しかし将来につきましても、一応の計画は、やはり検討しておく必要があるもので、ただいま企画庁はもちろんのこと、主としてエネルギーを取り扱つておる通産省といたしても、十分研究を加えていきたいと思ひます。

●八木委員 これは、お互い神わざに近いような計算をして、的確なるエネルギーの今後の推移というものを、数字的にも間違ひなくつかむというところは、なかなかむずかしいことだといふことは、その通りですけれども、しかし今の大臣の御答弁では、二億七千六百万トンというものは少くも過ぎるので再検討を要するのではないかと、二億三、四千万トンぐらゐのところが、なかなかどうかというふうなお気持ちのようでございますが、かりにそうだといたしても、日本のエネルギーの需要の増加していくテンポというものは、著しいものではないか、だれの目にも明らかでございまして、そのエネルギーをまかなうということになっていきますと、これは今から十年以上もたちますと、ものすごい巨額のドルを必要とするということだけは否定しなかつたと思ふので、そうなつてくると、ここに、どうしても国内の石炭産業というものに、資金の面でもどんとんつき込む、それから従つて設備も近代化し、石炭の値段というものをできるだけ安くして、そうしてどんとん掘らせて、石炭の消費というものをふやすというところに、どうしても政策の重点がより一層積極的に向かつていかなければ、日本の将来のエネルギー問題は重大な局面に達することは、実は明らかではないかといふふうに、私としては非常に事態をおそれるわけでございます。

●小室政府委員 非常に長期的な見通しでありまして、なかなか計画通りに動いていかないのでありますけれども、十年後の需用というものを試算、これは一つの試算であります。最初の五カ年間は大体需用が九・五%くらいで伸張して参る、さらに次の五カ年間は年間八・六%くらいの比率で伸びて参るといふふうに計算いたします。と、四十三年度におきましては三十四年度の二・二八倍、二倍三分くらいにまで伸びるといふような一応の計算を立てておられます。最近の電力需用の伸びは、実を申しますと、本年度は前年に比して一五%増、それから来年度もこれをこえる伸びがどうも期待できそうに思われます。一〇何%ということはまだ計算中でありまして申し上げませんが、そういう状況から申しますと、今の九・五%とか八・六%が妥当かどうかということにわかに言ひたいのであります。とにかく十年後には二倍以上にふえるという推算は、控え目なものであつても過大なものではないだらうという感じがいたしておられます。また、重油専焼の発電所が、これも産炭地に近いところと遠いところ、石炭混焼のものとの差がいろいろ食い違つておられますけれども、発電原価で一概に二割くらい重油専焼の方が安いだらうというのが通説になつておられますので、電力需用だけの立場、原価を低減するといふだけの立場に徹すれば、おっしゃるようなことも起り得るのであります。先ほど来申しておりましたように、重油産業と石炭産業との両立というところを考へて参りますので、むろん重油の消費も漸増して参りますけれども、それは極端なことにはならない、適当なところに落ちつくのではないかと、うに考へます。

●八木委員 そこで、今度は鉱山局長に伺ひますが、大体原油の輸入というものは、大ざっぱに言つて今後五年間くらいに一体どのくらいふえるという見通しをいたしますか。

○福井政府委員 原油の輸入といたしましては、御承知のように九七、八の増加の見通しをいたしましては、三十七年度で二千七百七十万キロの処理をする、これは企画庁の長期計画でございますが、そういう数字になっております。四十一年が三千六百万キロということになっておまして、この数字でいかどるかということも、私ども、先ほど大臣からも御説明申し上げましたように、目下検討をいたしておりますが、大体そういう数字になっておましては、約二千三百万から四百万くらいに考えております。

○八木(昇)委員 それは大体三年後には石炭の炭価が千二百円まではトン当たり下がらないまでも、まあそれに近い数字が下がる、それから重油ボイラーの規制法は、三十八年の十月以降は法としてはなくなるというような前提の上ですか。

○福井政府委員 さようでございませぬ。  
○八木(昇)委員 そういたしますと、そういうふうに事態が割合にうまく進んでもなおかつ原油の輸入は、もう今後数年の間に五割以上ふえるということに非常に大きっぱい言っているのではないかと、こういうふうに考えられるわけでありませぬ。そう考えてきますと、やはり事態は相当重大ではないかと私どもとしては考えるわけですね。時間もありませんので、あと一つ二つで終わりたいと思っておりますが、そうなりますと、結局石炭対策のおくれというものを、私どもとしては感じるわけでありませぬ。

そこで、その石炭対策そのものについては、先ほど武藤委員も言っておられましたように、今度の合理化法の一部改正法案の審議の際に申し上げたいと思っております、この政府案に対して社会党からは独自の法案を出してありますが、日本のエネルギー対策全体からこれを公平に考えた場合に、石炭対策は非常に重要になっておまして、外国の油の輸入に依存しているという傾向にあるのではないかと、私どもは考えるわけでありませぬ。そこで、こういうことを考えます場合に、相当石炭対策に積極的な施策を打ち出さなければならぬ。その場合に、今度出されました合理化法の一部改正のごときは、政府が出します二十億でございますが、二十一億くらいのものでございませぬか、そういうふうなことで、ほとんど取るに足らないというふうな見方を私どもとしてはいたしております。こういう点についての通産大臣の決意のほどをこの際承っておきたいと思っております。

○池田國務大臣 これは石炭だけのことを申しますと、多に越したことはないのをごさいます。やはりいろいろ財政全体から考えまして、まあ一応この程度で進んでいったらどうか、この問題も当初は大蔵省なんか、なかなか聞かなかったものであります。だんだん石炭産業の重要性を認識してくれまして、この程度に相なったのでございませぬ。私は、今御心配のような点もありませんので、石炭対策につきましても、今後情勢に応じて対策の強化をはかっていきたいと思っております。

○八木(昇)委員 終わります。

○中村委員長 次に、私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。  
薬の乱売に関する問題について質疑の通告がありますので、順次これを許します。板川正吾君。

○板川委員 私は最近東京都内で問題となっておりませぬ薬の、主としてピタミン、ホルモン、肝臓薬等成人の保健薬の割引販売の問題に関連しまして、この際関係当局の見解をお伺いいたしたいと思っております。

御承知のように、戦後衛生保健の思想が普及し、その上各種の新薬が発見され、その結果国民の平均寿命が著しく伸びて参りましたことは御承知の通りであります。昭和三十三年の統計によりますと、平均寿命が男が六十五才、女が六十九才、大体七十才であります。十年前と比較いたしますと、約十年間も寿命が伸びているのであります。なお二十年前と比較いたしますと、とにかく二十才近く平均寿命が伸びている。その原因は、幼児や結核の死亡が非常に減ってきておることでありませぬ。ところが、われわれ成人四十才、五十才以上の人の寿命というものは、この十年間少しも変わっておりませぬ。死亡率の第一であった結核が五位かに落ちまして、成人病である脳卒中あるいはガン、心臓病、こういうものが一位から三位を占めておることになっておるようであります。幼児や結核死亡者が激減したというのことは、衛生思想の普及もさることでありませぬが、抗生物質を中心とする治療薬が目ざましい効果を上げたからかと思っております。しかし、成人の平均余命といえますか、これが伸びない原因は、成人を対象とする保健薬、予防薬、こういうものを発展が不十分であった、こういうことを物語っておると思うのであります。従って、目下問題となっておりませぬ保健薬というものは国民保健の対策を考へる場合に、私は重要な問題になるだろうと思っております。

東京都における保健剤の安売り問題は、従って、ただ単に割引販売問題というだけでなくて、表面に現われている現象が問題なのではなく、その原因を究明する必要がある、正しい流通秩序を確保させて、成人が健康で活躍できるような、成人の余命というものがもっとも伸びるような効果をもたらしたいと思っております。こういう意味から、私は国民保健の上から、この保健剤の問題を取り上げてみたいと思っております。

そこで、まず第一にお伺いしたいのであります。薬業の生産、卸、小売、この三部門に対する所管当局との関係をどういふ関係にしたい。たとえば厚生省はどうか、関係を担当しておるか、通産省はどうか、関係を担当しておるか、その関係をまず第一にお伺いしたい。

○高田(浩)政府委員 薬は、今お話のように、国民の保健衛生という立場から非常に重要なものでございませぬ。これに関しましては、現在薬事法という法律がございまして、製造につきましても、これを登録制ということ、実質上は許可と同じ、それから一つ一つの薬を製造するにつきましたも、許可制をとっております。それから卸なり販売なりのいわゆる流通段階につきましても、これもやはり薬の特

質上、これを取り扱うものの資格その他が定められておまして、手続として、やはり製造業者と同じような登録というふうなことになるのであります。そういう意味で、生産から配給に至るまで、私の方の関係では薬事法に基づいて規制をいたしておるような状況でございませぬ。

○板川委員 そうすると製造、流通部面も主として厚生省の薬務局長が当面の責任者だ、こういうことになりませぬか、わかりました。

○高田(浩)政府委員 価格そのものにつきましても、御承知のように価格の統制等を行なっております。従って一つ一つの価格については高い安い、あるいは適正であるかどうかということについては、私の方は申し上げる立場でございませぬけれども、御承知のようにメーカーから卸、小売、そういう

一応の三段階、A価B価C価というよりな格好で、通常世間では呼んでおられますが、そういうような建て方になっております。これらの内容のきめ方その他につきましては、これは業界の方でやっておる、そういうふうになっております。

○板川委員 そうすると流通段階でも厚生省が責任をもって指導することになるわけですが、価格の面では業者の自由にかかせる、どういふ販売の方法をもってしても厚生省はこれに関係しない、こういうふうにおっしゃるわけですか。

○高田(浩)政府委員 御承知のように薬の問題については、薬の品質を確保するというのが何をいっても一番必要なことであろうと思っております。その意味において今申し上げたように、製造から販売の段階についても、業者の資格等についても制限をする等いろいろな規制を行なっております。また随時薬事監視を厳重にいたしまして、品質の確保がなされるように努力をいたしておるような次第であります。さらにはまた薬についての国民の信頼度、あるいは適正な流通の秩序によって円滑に国民に薬が供給をせられる、そういう状態を確保するという事は、薬の特質上当然考えなければならぬ点だと思っておりますが、ただ価格そのものについては、役所の方といたしまして一般の薬についてははかれこれ申し上げるといような仕組みにはなっていないわけでありまして。

○板川委員 そうすると品質の点は厚生省が厳重な監督をする、価格の点においては立ち入った監視はできない、こういうお話であります。しかし私池袋

に行つて調べたんですが、三共薬品では三割から五割、割引して売つても利益はあるのだ、こういうことを言つております。そして一般の消費者に安く売るのが一体どこが悪いか、また消費者側としては、いい薬が安く買えるならこれに越したことはないのではありません。消費者は安く売ることが歓迎しておる。しかしそこに問題がある。新聞等によると、いろいろ都内の薬業業者が非常な打撃を受けて売り上げが減つておる、こういうようなことも出ています。ところが、こういう問題に対して適正な行政指導するところは厚生省じゃありませんか。

○高田(浩)政府委員 今申し上げましたように、薬が正常なルートで円滑に国民に供給せられることを確保するという事は、何をいっても第一に考えなくてはならぬことですから、従つて、適当な地域的な配置に置かれておるといふことが、やはり一つの前提でございます。これらのものが混乱を来たすということになりますと、やはり全体として、私の方としては無関心ではもちろんおれないわけでございます。その意味において、この間のような事例について、薬に関係する立場からして、あまりにも非常識な事例については、私も法の許す範囲内において、適当な指図等をいたしておるのでございまして、なお一般的なそういう業界の調整の問題につきましては、中小企業団体組織法に基づきます消費商業組合を作つて、そしてそれに基づいて調整規程を整えて、お互いの間のそういういわゆるちやちやな競争による配給の混乱等が起きないようにしていくと

いうことについては、私ももちろん指導いたしておるわけでありまして。しかし、たとえば個々の価格を幾らならよろしい、それならばだめだ、そういうような干渉の仕方はしていい、そういう意味で申し上げたわけでございます。

○板川委員 公取委員長にお伺いしたいのですが、価格の問題で、独占禁止法二条の七項の二ないし三によりまして、不当な価格で取引をしたり、また不当な手段で他の顧客を奪つてしまふ、こういうような販売の方法は不正な取引方法となるおそれがある、こういうことがきめられておりますが、池袋の三共薬品の三割ないし五割割引なるものは、この不正取引に当てはまるかどうか、この点についてお伺いしたいのであります。また、不正取引の一般的な判定の基準というものは、どういふことを基準にして不正であるかないかというのをきめておるか、この点をお伺いしたい。

○佐藤(基)政府委員 私の方で不正取引と申しますのは、今の例だと不当販売でありまして、不当販売というものは、仕入れ原価を割つて売つて、三割または五割を引いたものが仕入れ原価を割つていくかどうかという問題で、もちろん池袋で一時は九割引きというのもあったわけでありまして、九割引きということになっては、常識で考えても原価を割つておると思つておる、それは幸いに先月末日で終わつておるようでありますが、三割、五割程度は、私の方としては原価を割つておるとは考えておりません。もちろん、これは池袋について十分調べたの

ではありませんが、大阪におきまして、大阪方面の薬の業者を調べますと、仕入れ方の上手下手と申しますか、安く仕入れる人と、そうでなく仕入れる人とありますので、一がいには申せませんが、非常に安く仕入れておるのから見ると、三割程度あるいはものによっては五割というものは必ずしも原価を割つたとは思われぬのであります。

○板川委員 池袋の九割引きというのほどいろいろ品物ですか。保健剤ですか。

○高田(浩)政府委員 九割引きというのは、御推測の通りに異例中の異例で、勢いの激するところであらう状態になったのであります。品物としては、私の承知いたしておりますのは、マーキエロと脱脂綿であります。

○板川委員 そうすると、池袋ではそれは大体サーピスにくれるようなもので、三割ないし五割引きというところまで承知しないと思つておるが、私の調査等によつても、関西の薬品の販売価格等を見ますと、池袋よりさらに安いようですね。それも二年も前から関西では薬品の安売りが、割引販売、こういうことが行なわれておるが、東京では関西の割引率よりもやや高めです。しかし、これが非常な問題になるのは一体どういふ原因からでしょうか。業界等が非常に混乱を来たしておるといふことは、関西ではすでに二年前からもつと安い値で行なわれておる。しかし、東京で行なわれたら非常な混乱がある。これはどういふ原因からようになったのでしょうか。

○高田(浩)政府委員 今お話のようになつておる、薬に關します配給秩序の乱れと申

しませんが、そういう状態は前から大阪、岐阜、名古屋、京都、福岡その他の各地において、程度の差はございませぬけれども、いろいろな形で行なわれて、これがやはり地元においては相当な問題を提起し、またいろいろの影響を及ぼしたといふことはお話の通りでございます。東京の方も実は今度が初めてではないのでございませぬけれども、そういうような地方の状態から今回東京にいわば舞台が移つてきた、そういうようなことにはこれは考えていい問題だと思つておる。おのずからそれぞれの地方におきましてそれそれ相対的影響を及ぼし、従つて問題をかもしましたことは、程度の差は多少あるにいたしまして、大同小異といふことが言えるのではないかと思つておる。またまた場所が東京で、ところが一つの原因だと思つておる、いわゆる対抗販売といふような格好で二つの店が目と鼻の先で販売を始めたといふことが、やはり問題を大きくしたと申しますが、複雑にした原因の一つも考えられるのでございませぬ。しかし、今までのいふんあたりで問題の起つた一つの集積が、こういう形で現われたとも本質的には言えると思つておる。従つて、今回のものが特に全然異質のものだとは思つていないわけでありませぬ。

○板川委員 公取委員長にお尋ねしたいのですが、三割ないし五割程度では薬の場合原価を割つていない、生産価格を割つていない、従つて不当販売でない、こう仰せられるのですが、大手各社の保健剤の公表された価格、A価格、B価格、C価格、こういうものを

見てもみますと、たとえば強力ペンピタ



ンの場合は、小売価格一〇〇に対して卸価格が七一であり、メーカーが六二である。ポボンSですか、これはやはり小売価格一〇〇に対して七〇、六二、大体一〇〇、七〇、六二、この比率を示しております。今度製薬業者二十社が、流通秩序改善実施要綱なるものを出したが、その中にも小売向け製品としては、小売価格の一〇〇に対して卸価格が七〇、メーカー価格が六〇、一〇〇、七〇、六〇という割合でおろしておる。現在の公表価格でも大体似ておりますが、その一〇〇に対して五割引いたならばメーカーの価格を割ってしまうのですが、これは不当廉売となりませんか。

○佐藤(基)政府委員 先ほど申し上げましたが、薬によるし、また買ひ方によつていろいろ差異が生じてくる。そこである薬は常に同じ価格で仕入れられるとは言えない。たとえばメーカーの方で非常な過剰生産をする、何とかして早くこれを換金したいというような場合だとすると、今おっしゃった価格よりお安く手に入ると思いますが、そういうわけでありませうから、その仕入れの方法いかんによつてだいぶ差が生ずることになるだろうと思ひます。だから五割で売った場合に原価を割るといふ場合もあり得るし、あるいははもつと極端なことを言へば、五割以下に売つても相当の利益があるということもあり得る、こういうことだと思ひます。

○板川委員 そのしますとどこがこういう点を監督するのですか。たとえばメーカーが各種ビタミン類を押し込み販売した場合に、一体小売価格一〇〇に対して仕入れ価格というのは大体

どのくらいに、調査の範囲でなつておられますか、公取ですか、薬務局長ですか、一体どのくらいで仕入れられているのですか。

○高田(浩)政府委員 私も取引の關係につきましては詳細承知いたしてはおりませんが、ただ申し上げられますことは、なるほど今お話のように大体小売三割それから卸一割というマージンになるわけでございますが、実際問題としてはメーカーから卸、あるいは卸から小売に渡します場合にいろいろな形で、サービスタクがつけられてございませう。その場合にたとえば品物を何個買えば何個渡せば、それについておまけとしてこれだけ渡す、そういうようなことが従来行なわれておりましたので、それを換算をいたしました場合に、どの程度の仕入れ値段になるかというところは、今公取委員長からお話のありましたように個々の取引の問題でございまして、私その辺は十分承知をしております。

○板川委員 薬務局長が個々の面で知らないんじや、流通面を監督する面でも不十分だと思ひますが、公取の委員長は、廉売の基準といふことで仕入れ価格と販売価格の關係はわからなくちゃならないわけですか、公取委員長は、この点はどうお考えですか。

○佐藤(基)政府委員 われわれの方といたしましては、独禁法のいわゆる番人でございますからして、常に不当廉売が行なわれるというところについては目を光らしておるわけでありませう。そこで薬の問題もいろいろあつちこつちからありますので、去年あたりからどのくらいが取引されておるかというこ

とを、先ほど申し上げました大阪で調べております。ただし非常に貧弱な陣容で調べたものでありますから十分な調べはできませんが、とにかく調べておられますが、大体の傾向を把握する状態に達しつづつあるということでありませう。

○板川委員 ビタミン類のメーカーから押し込み販売の資料を、私手に入れたのですが、これですと、結局添付品のサービスタクか、あるいは奨励券のサービスタクか、いろいろのサービスタクについて、販売価格一〇〇に対して仕入れ価格が五二・八から五四・九、大体五三から五五で普通入るのですね。まあ、これが一応表面のやつだと思ひます。実際はもつと安く入るんじゃないかな、こう思つております。そこで今度の東京都の乱売あるいは廉売問題でメーカーの二十社が集まりまして流通秩序改善実施要綱、こういうものを申し合わせをし、これを卸業者と小売業者の三者で協議をした。これは新聞で報道されておるから御存じと思ひます。この三者で協議するということと、それからこの申し合わせの中で乱売をした場合、今まで三割も四割も割引して売つたのだが、これは一割しか割引しちやいけなないということ、一割程度の割引はいいが、それ以上はもう安売りしちやいけなぬ。要するに高く売れ、こういうことを申し合わせをしておる。しかもそれ以下で安く売つた場合には、その商店に対して薬の配給を、流出を阻止するよる全面的な協力をしよう、こういうことを各社で申し合わせしてお

ますが、これは独禁法違反になりませぬか。

○佐藤(基)政府委員 実は薬の組合の方が、私の方の事務局へ見えて、大要今のような話があつたのであります。われわれの方といたしましては、今の話をそのまま受け取りませうという、独禁法の共同行為になる疑いが非常にあります。もちろんお話にありましたように、新聞にも小売の方でそんなにもうけちや、高く売つては消費者も困るだろうし、自分たちも商売ができない。だからその申し合わせは反対だといふような声も出ておるが、従つてまだ薬屋さんの共同行為ができたとは考へておりませんが、私の方といたしましてはそれが独禁法上のいわゆる共同行為になるということになればならぬ。現在事務局において様子を見つづつ研究をしておるといふ段階であります。

○田中(武)委員 板川君の質問に関連をいたしましたお伺ひいたします。薬の製造及び販売は、薬事法によつて薬務局の方で監督をしておられると思ひます。先ほどの板川委員の質問に對しまして価格の点までは立ち入れない、こういうような意味の御答弁があつたと思ひます。なるほど薬事法ではそういう価格について幾らにせよとか、こうせよとか、こういうことを取り締まるような強力な規定はございませぬ。が、しかし販売面を指導し、監督する立場にある薬務局といたしましては、薬のいわゆる卸及び小売等の段階における適正な利潤、マージンほどの程度がいいかというようにことくらは、これは行政的に御指導になる必

要があると思ひますが、今日までそのようなことをしておられたことがありませんか。また卸及び小売の段階におきましては、薬においてはどの程度のマージンが適正とお考えになつておりますか、お伺ひいたします。

○高田(浩)政府委員 先ほど来お話がありましたように、薬の配給秩序の乱れといふのは、かなり前からの問題でございまして、これに対する措置といたしまして、結局これは卸、メーカー、小売、それぞれに原因と考へなければならぬ点があるわけでございますので、その三者の集まる三者協議会を設けて、そこにいろいろな問題を提起して漸次正常状態に戻していくための努力をする、そういうようなことで、すでに一年半ほど前からそういう仕組みを設けてやつておるわけでありませう。

そこで先ほどお話がありました三者の協議会というのは、そのこととございまして、それで三者それぞれの立場において研究をし、また論議を重ねてきましたけれども、結局において、一応の具体的な考へ方としてまとまつてきたのが、先ほど来お話の点でございますが、なお私どもの方はそういう三者協力の上に流通秩序を確立していくという努力をできるだけ支援をし、あるいはおこがましい言葉を使つてすれば指導をして参つておるわけでございます。そのほかに先ほど来申し上げておられますように、中小企業団法に基づきます小売商業組合の設立を促進をしてやつておるわけでありませうから、お尋ねのマージンの問題については、これはそういうような關係で、直接私

が幾らが適当であるということを示し

上げる立場にはございせんけれども、大体従来の慣行として小売三割、卸一割ということが常識であるように考えております。

○田中(武)委員 薬には大い定価と入っていると思っております。先ほどの公取委員長の話では三割ないし五割ならば原価を割らないだろう。三割ないし五割引いて売つてもなお引き合ふんだつたら、定価のつけ方が高過ぎるということになるんだと思つて、そこでやはり薬品の製造販売を行政的に指導する立場にあるあなたは、小売価格が高過ぎるならば、それを低く定めるように勧告ないし指導をして、定められた定価通りに売ると、こういうようなことはできないのですか。もちろんあなたもおつしやるように三者集まつての協議会によつて流通秩序を立てていくということは、民主的に最もけつこうな方法だと思つて、一年半もかかつてできないというならば、そこにある程度の行政指導監督が必要だと思つて、この定価といふものと利潤との関係及び、そういうことなら定価が高過ぎる——先ほどここで笑ひ話に出ておりましたが、昔から言われておる薬九層倍の思想が今日なおあつていいのか、そういう点から適正な小売価格を定めるより、そしてその小売価格を守つて販売するよりと、こういうような指導はできませんか。

○高田(浩)政府委員 先ほどお話に出ました、この間の取引方法についての三者の協議会での話し合い、これもずいぶん関係者が努力をされて、あそこまできたわけでございますけれども、これは当面流通秩序の乱れを改善する

すべての方法ではなくして、一つの一部分のものでございまして、そのほかにも今もお話がありました価格の問題、定価のつけ方の問題、いろいろの問題があるわけでございます。これに引き続いて、そういう問題をこの三者協議会をよく打ち合わせをして結論に持つていく、そういうふうな私どもは考えておるわけでございますが、せつかくのお話でございますので、さらに私どもとしては、一つ三者協議会を通じてお話の線に向かつて十分努力をいたしたいと思つております。

○田中(武)委員 大体薬事法自体が古過ぎると思つて、厚生省はそれが毒でなければ、害がなければ、きいてもきかなくても許可をする、それが薬事法の建前なんです。だからこういふ点を根本的に考える必要があると思つて、今あなた方がおつしやつたように一部のものかもしれません。薬についてのいろいろな問題が今起きておるのは一部かもしれません。しかしその一部があつて、一般の薬に対する観念は変わつてきております。少なくとも国民の保健と衛生を受け持つ大きな部門を持つておるこのごろの売薬において、そういう不信感があつてはたして国民の健康、保健が保つておると思つて、一部だから云々ということではないです。今日では薬全体に対して価格の面等において不信感が出ておる。これはいかならない事実だと思つて、そこにあなた方の監督の面において若干反省してもらわなければならぬものがあると思つて、従いまして一部だからということではなく、私が申し上げたいのは、す

でにメーカーが生産過剰に入つておる、だから押しつけが行なわれておる、あるいは裏に回つて、定価を割つての乱売が行なわれる。あつていふ乱売の裏には、メーカーに直結しておるものもあると聞いております。そういう不正なところも、信念のない製薬会社はほとんど整理したいかががでるか。

○高田(浩)政府委員 先ほど申し上げましたように、薬の品質を確保すると同時に、薬についての国民の信頼度というものを確保する、そういうことがやはり薬務行政上も非常に考えなければならぬ重要なポイントである、そういうふうな私どもも考えております。そのゆえにこそこの間の池袋問題については、私どももいろいろと十分心配をいたしました。必要な措置をとつたわけでございます。なお今お話の薬の配給についての正常な秩序を守るということにつきましては、これは非常に必要なことだし、私どももお話の点につきまして全く同感でございますので、そのような趣旨で今後努力いたしたいと思つております。

なお念のために申し上げますけれども、薬の一品々々の許可につきましてはこれは実は許可制になつておりました。実際の内容、それについて効能、効果、というものについて専門家による審査をいたしまして許可する、そういうことに現在取り扱つております。

○田中(武)委員 薬を一品々々検査して、中に何が入つておるといふことは調べる、それはわかりやすい。ところがそれは害にならないといふことを調べるだけです。これが保健にこうだ、

こういふ方面にきく、こういふことについてどの程度の効果があるかということとはあまり調べていない。それははっきりしてあります。それはそれとして、大臣に伺いますが、薬品はもろもろ厚生省において指導監督しておられるわけですが、今日あつていふ状態が起きておることは、大きく言つて流通秩序の問題だと思つて、そういう点からやはり通産大臣の関係が出てくると思つて、そこで昨年国会を通りました小売商業特別措置法、これはわれわれの案と一緒に修正になりましたが、その法案審議にあたりまして、われわれはメーカーと小売と卸との三つの範囲をはつきりすべきにならうかといふことから、メーカーの小売行為あるいは卸の小売行為、すなわち卸と小売を両方やっていると、卸は卸としてやつていく、あるおのが多ければ、これは小売と認め、こういふような案をもちまして修正に入りましたが、残念ながらその点には入らなかつたわけなんです。今日薬についてはこのような状態が起つておる。これは、そのメーカーから卸へ行つて、卸から小売へ行くという秩序が乱れてきておる、ここにこういふた廉売合戦が起つてきておると思つて、裏に回つてメーカーが直接おろしておる、あるいは卸を飛んで小売へ行つておるとか、卸が小売をやつておるといふところにあるかと思つて、こういふ流通秩序全体から見まして、メーカー、小売、卸、この関係をはつきりする必要があつてと思つて、大臣、どのようにお考えでしようか。

○池田國務大臣 経済の実態からいつて、しかもまた多年の慣行から申しまして、製造業者は卸ができないとか、小売ができないとか、こういう規定は、日本の今の状態としてはなかなか厄介で、言うべくして行ない得ないし、またそういうことは流通秩序の規制にはなりません。実際に治るか治らぬかは検討を要することだと思つて、

○板川委員 価格の面を見ますと、たとえば強力パンピタンは、メーカーの価格は五百二十五円、一般の小売価格は八百五十円ですが、われわれの入手した調査によりますと、小売商店の仕入れ価格はメーカーの五百二十五円に對して最低四百円になっております。それからポボンスの場合には、百二十錠入りで九百九十円というメーカー価格ですが、これが千六百円で売られるのが六百八十円に入つておる。ピタホーマーは、三百五十円のメーカー価格が二百十円、ミネビタルは、五百二十五円のメーカー価格が三百三十円。グロサンは、二百五十五円のメーカー価格が百六十五円。強力ユーポンは、五百七十円のメーカー価格に對して四百二十円。こういうふうな小売商店の仕入れ価格の方がメーカーから卸に売り出す値段より安いというのとは一体どういふことなんでしょうか。これは、製薬会社が、非常に乱売競争をしたために、あるいは利益が悪くなるのじゃないかと思つて、とにかくメーカーで売り出すきめてある価格より一割か二割安く小売へ出すのですから、その中間の卸を通じた場合もつと安く出すでしよう。そうしますと、大手製薬会社の経理は、普通ならば左





○長谷川(四)委員 薬務局長にちよつと聞きたいが、薬事法の中に、毒物でなければ、たとえばビタミンならビタミン、これだけのものが入っているのだということなんだけれども、毒物さえ入っていないければ、それが効力があつてもなくてもよろしいのですか。

○高田(浩)政府委員 薬は結局それぞれ要素について、それぞれの効能があるわけでございます。その効能と、それから入っているものとの関連を審査をして、許す、許さないということをやつておるわけでございます。従つて全然その効能がないと認められるものについて、それらしい効能をつけるというふうなものについては認めない、そういうことにいたしております。なお今毒物云々ということ、副作用の関係だろうと思ひますけれども、薬であるからには、用い方によりましては、おのずからすべて益があると同時に、用い方を誤れば副作用その他の事態を考えなくちゃなりませんので、その辺の関係ももちろん十分審査をいたします。

○長谷川(四)委員 もう一つ。討論を聞いてるとなかなかむずかしくてわからなくなつてしまつたのですが、そうすると、あなたのところへこういふ薬ができましたというデータが出ますね。そのデータで申請を受けると、あなたのところへ一切の分析をやつて、認可とか許可になるのでしょうか。

○高田(浩)政府委員 二つの場合がございませうが、全然新しい薬、今まで出てない薬、抗生物質なんかで次から次へ出てくるのはそれでございませう。それからガンの薬のマイトマイシンなんかもその一つであります、これらを

許す許さぬということにつきまして、相当の医師によります実験データをとりまして、それに基づいて薬事審議会において専門家が検討して許す許さないということをきめる、そういう仕組みになっております。それからアスピリンでありますとか、その他の從來からあります薬、それらを、Aの組み合わせ、Bの組み合わせ、いろいろな組み合わせがございませうが、それについては、結局今までわかっている薬についての効能というのは、おのづからわかっているわけでございますから、従つてそれらの物質の入り方と、それからその効能との関連を見て許す許さないということをきめる、たとえば小麦粉なら小麦粉というふうなものを入れて効能をつける、そういうものについても、もちろんこれは毒ではございませぬけれども許さない、そういう仕組みになっております。

○板川委員 いずれの問題は正常な秩序に戻らうと思ひます。しかし大メーカーの立場と小売業者の立場と同時に、一番大切な消費者の立場というものを忘れないで、この秩序の正常な確立してもらいたい、こゝろ要望いたします。

○中村委員長 本日はこの程度にとどめ、明日は午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。  
午後一時二十二分散会

〔参照〕  
滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第三二二号)  
(参議院送付)に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

商工委員会議録第十一号中正段  
ハシ段 行 誤 正  
三五 結成同盟 支払同盟

昭和三十五年三月十二日印刷

昭和三十五年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局